

都市整備局(総務部総務課以外)発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について

【問い合わせ先】

大阪市都市整備局総務部総務課 電話 06-6208-9645

No	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	三国東地区不動産鑑定業務(その2)	13-12不動産鑑定	(株)加地都市鑑定所	317,900円	令和3年8月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	三国東地区不動産鑑定業務(その2)	13-12不動産鑑定	大和不動産鑑定(株)	317,900円	令和3年8月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	三国東地区不動産鑑定業務(その4)	13-12不動産鑑定	(株)明日香不動産研究所	344,300円	令和3年8月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
4	三国東地区不動産鑑定業務(その3)	13-12不動産鑑定	JLL森井鑑定(株)	589,600円	令和3年8月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
5	三国東地区不動産鑑定業務(その3)	13-12不動産鑑定	(株)アレイズ	541,200円	令和3年8月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
6	三国東地区不動産鑑定業務(その3)	13-12不動産鑑定	(一財)日本不動産研究所	501,600円	令和3年8月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

※ 上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。